

# 学校において新型コロナウイルス感染症が発生した場合

生徒・教職員等が

PCR検査等を受けることになった場合 → 情報収集(年齢、性別、居住地、検査を受けた医療機関等)し、大学へ連絡

陽性

※1 治癒するまで出席停止

陰性(濃厚接触者として検査)

※2 感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算して2週間は出席停止

陰性(発熱等により検査)

※治癒後は登校

原則として、学校の全部の臨時休業 ※保健所の疫学調査等が終了する概ね2日間

※当該生徒等の感染可能期間(新型コロナウイルス感染症を疑う症状を呈した2日前から隔離開始までの間)に、学校での行動歴がない場合は、臨時休業の措置はとらず、当該生徒等を出席停止とする。

また、当該生徒等の学校内での活動の態様によっては、学校の一部(学年休業・学級休業)の臨時休業をとることがある。

